



特殊詐欺電話撃退装置等の 購入費補助金制度について

宮城県警察では特殊詐欺被害防止のため、「特殊詐欺電話撃退装置等」を購入した方に、**購入費用の一部を補助します。**

「特殊詐欺電話撃退装置等」とは何ですか？



着信音が鳴る前に電話の相手に「通話内容を録音します」などの警告メッセージを流す機能と通話内容を自動で録音する機能を有する**固定電話機**、または**固定電話機に外部接続できる機器**のことです。



補助金の交付は

- 宮城県内に住所があり、かつ、居住している方
- 令和4年度内において満65歳以上の方
- 令和4年4月1日以降に購入した撃退装置等

などの要件を満たす必要があります。

また、補助金の額は、**購入費の2分の1**（100円未満は切り捨て）で、**上限は7,000円**です。

本補助金交付の要件や申請方法などは、宮城県警察本部生活安全企画課のホームページをご覧ください。生活安全企画課犯罪抑止対策係へお問合せください。

ホームページ2次元コード



宮城県警察本部生活安全企画課

犯罪抑止対策係

電話番号 022-221-7171

(内線 3034~3036)

※ 平日午前8時30分から午後5時まで